

平成 30 年 8 月 17 日

各 位

会 社 名 株式会社チャーム・ケア・コーポレーション
代表者名 代表取締役社長 下 村 隆 彦
(コード 6062、東証第二部)
問合せ先 取締役経営管理部長 里 見 幸 弘
電話 06-6445-3389

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 8 月 17 日開催の取締役会において、下記のとおり「定款の一部変更の件」を平成 30 年 9 月 26 日開催予定の当社第 34 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 今後の事業展開に備えるために、現行定款第 2 条（目的）に新たな目的を追加するものです。
- (2) 経営体制の一層の強化充実を図るため、現行定款第 19 条（取締役の員数）につき、取締役の員数の上限を 6 名以内から 10 名以内に変更するものです。
- (3) その他、上記に伴う号数の変更を行うものです。

2. 変更の内容

変更内容は以下のとおりです。

(下線は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
(商号) 第 1 条 (条文省略)	(商号) 第 1 条 (現行どおり)
(目的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) 介護保険法に基づく居宅サービス事業 及び介護予防サービス事業 (2) 介護保険法に基づく居宅介護支援事業 及び介護予防支援事業 (3) 介護保険法に基づく地域密着型サービス 事業及び地域密着型介護予防サービス事業 (4) 健康保険法に基づく訪問看護事業 (5) 有料老人ホーム及びサービス付き高齢者 向け住宅の設置経営 (6) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に 支援するための法律に基づく障害福祉サービス (7) 高齢者、身体障害者に対する介護、自立 支援等に関する業務 (8) 高齢者、身体障害者への機能回復訓練 及びコンサルティング (9) 配食サービス事業	(目的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) (現行どおり) (2) (現行どおり) (3) (現行どおり) (4) (現行どおり) (5) (現行どおり) (6) (現行どおり) (7) (現行どおり) (8) (現行どおり) (9) (現行どおり)

(10) 給食及び給食管理業務	(10) (現行どおり)
(11) 労働者派遣事業法に基づく労働者派遣事業	(11) (現行どおり)
(12) 衣料品、日用雑貨、装飾品、食料品、医療器具、福祉用具、介護用品及び介護機器等の販売及びレンタル	(12) (現行どおり)
(13) 介護保険法に基づく人材育成のための養成研修事業及びカウンセリング業務	(13) (現行どおり)
(14) 介護事業全般に関するコンサルタント業	(14) (現行どおり)
(15) 不動産の売買・賃貸・仲介及び管理	(15) (現行どおり)
(16) 介護保険適用外の居宅介護、生活支援サービス等の提供	(16) (現行どおり)
(17) 介護保険法に基づく第1号事業	(17) (現行どおり)
(新設)	(18) <u>旅行代理店業</u>
(新設)	(19) <u>損害保険代理業及び生命保険の募集に関する業務</u>
(新設)	(20) <u>建築工事業</u>
(新設)	(21) <u>建物の修繕及び改修</u>
(新設)	(22) <u>クリーニング、クリーニングの取次ぎ並びにリネンサプライ業</u>
(新設)	(23) <u>リース業</u>
(新設)	(24) <u>保育所及び託児所等の運営</u>
(新設)	(25) <u>古物の売買業</u>
(新設)	(26) <u>システム及びソフトウェアの開発、運用、保守並びに販売</u>
(新設)	(27) <u>有料職業紹介事業</u>
(新設)	(28) <u>清掃業及び清掃の仲介</u>
(新設)	(29) <u>飲食店業</u>
(新設)	(30) <u>冠婚葬祭事業</u>
(新設)	(31) <u>旅館業・ホテル業</u>
(新設)	(32) <u>居宅等における家事援助業務</u>
(18) 前各号に附帯関連する一切の事業	(33) (現行どおり)
第3条～第18条 (条文省略)	第3条～第18条 (現行どおり)
(取締役の員数)	(取締役の員数)
第19条 当社の取締役は、 <u>6</u> 名以内とする。	第19条 当社の取締役は、 <u>10</u> 名以内とする。
第20条～第47条 (条文省略)	第20条～第47条 (現行どおり)

3. 日程

- ・定款変更のための定時株主総会開催日 : 平成30年9月26日(予定)
- ・定款変更の効力発生日 : 平成30年9月26日(予定)